

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市北区盆栽町二百十番地一

有限会社萬正

二 指定年月日

令和四年九月二十七日